

生安だより

令和2年8月発行
浦和西警察署
生活安全課

子供に対する声掛け事案の危険性



(浦和西警察署マスコット うらワニ氏)

<<声掛け事案の定義>>

声掛け事案とは、18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。

((効果的事例))



不審者に声を掛けられたものの、無視をしてその場から逃げた。

「大声をあげる」「防犯ブザー等を使用する」「交番や子ども110番の家に避難する」等の行動により、声かけ行為から免れた。

保護者・自治体等の皆様へのお願い



**防犯指導、登下校時における子どもへの見守り活動。
不審者に対する検挙（声掛け）により、不審者が子どもを物色しづらい環境作り。**

不審者に関する情報等、各種トラブルに遭った際は、

浦和西警察署(048-854-0110)まで

警察署では24時間相談受付、あなたのプライバシーは守られます。